

南九州市子ども医療費給付条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 11 日

南九州市長 塗木弘幸

南九州市条例第 16 号

南九州市子ども医療費給付条例等の一部を改正する条例

(南九州市子ども医療費給付条例の一部改正)

第 1 条 南九州市子ども医療費給付条例（平成19年南九州市条例第94号）の一部を次のように改正する。

第 8 条ただし書中「個人番号カード」の次に「，出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の 2 第 1 項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第71号）第16条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書」を加える。

(南九州市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正)

第 2 条 南九州市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成19年南九州市条例第95号）の一部を次のように改正する。

第 6 条ただし書中「個人番号カード」の次に「，出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の 2 第 1 項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第71号）第16条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書」を加える。

(南九州市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正)

第 3 条 南九州市重度心身障害者医療費助成条例（平成19年南九州市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項ただし書中「個人番号カード」の次に「，出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の 2 第 1 項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第71号）第16条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書」を加える。

(南九州市印鑑条例の一部改正)

第 4 条 南九州市印鑑条例（平成19年南九州市条例第113号）の一部を次のように

改正する。

第11条の2中「自らの個人番号カード」の次に「等」を、「第7項に規定する個人番号カード」の次に「，出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書」を加え、「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。